

# アポイントメントセールス(デート商法)

業者が電話やハガキなどを利用し、本来の販売目的を隠して店舗などに呼び出し、容姿や巧みな話術で好意を抱かせ、それに付け込んで契約させる行為をアポイントメントセールスといいます。

## 事例

Case

**出** 会い系サイトで知り合った若い女性から「会いたい。」と喫茶店に呼び出された。女性は貴金属のデザイナーで「私たちの関係をイメージして作った。」と言い、自分がデザインしたという100万円の指輪を購入するよう、長時間勧誘してきた。高いと思ったものの、女性に嫌われたくなかったので、つい契約したが、必要ないので解約したい。

## アドバイス

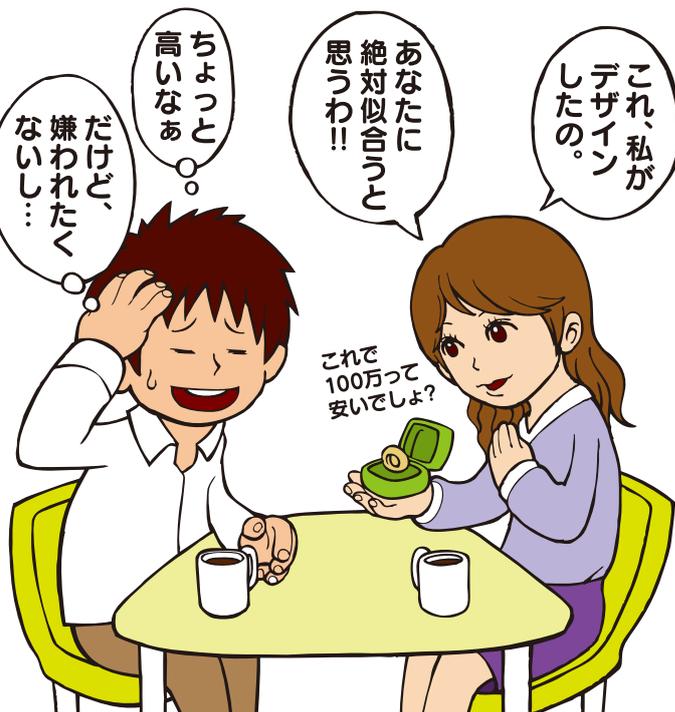
Advice

**アポイントメントセールスはクーリング・オフができます。**

販売目的を隠して、電話や手紙などで呼び出すアポイントメントセールスは特定商取引法で規制されており、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

### ポイント Point

**相手に好意を持つことと契約することは切り離して考える!**



# キャッチセールス

路上などで「アンケートに教えてください。」とか「化粧品に興味がありますか?」などと呼び止め、販売目的を隠したまま、営業所や展示場等に行かせ、高額な美術品や宝石などを契約させる商法です。断り切れず、契約をしてしまうトラブルが起きています。

## 事例

Case

**街** 頭で「ネイルに興味はありますか?」と声をかけられて、店に行ったら、「今日は特別に肌診断をします。」と言われ、診断してもらうことになった。すると、「将来シミだらけになる。エステで防ぐことができるが、エステと同じ効果で値段も安くなる美顔器を特別に紹介してあげます。」などと言われ、高額な美顔器を契約させられた。この契約は解約できる?

## アドバイス

Advice

**キャッチセールスはクーリング・オフができます。**

営業所以外の場所で勧誘を受けた時は、特定商取引法上の「訪問販売」にあたり、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

### ポイント Point

**「アンケート」「キャンペーン」「無料」などに惑わされない!**



# マルチ商法(ネットワークビジネス)

販売組織の会員が新規会員を誘い、その会員がさらに別の会員を誘引するという連鎖によって組織を拡大して行う商品・サービスの取引をいいます。新規会員の支払う会員料や商品購入代金等によって、自分の利益が得られると勧誘されますが、実際には損をするケースがほとんど。ネットワークビジネスなどと説明する場合があります。

## 事例

Case

**中**学校の同級生から「儲け話がある。」と説明会に誘われた。化粧品を買って会員になり、今度は自分が化粧品を売って、新しい会員を増やせば、マージンが入ると説明された。説明会では「月収100万円も夢ではない。」と言われたので、会員になったが、商品はほとんど売れずに借金だけが残ってしまった。



## アドバイス

Advice

### 儲かる保証はどこにもない

儲かる保証はなく、売れ残り、借金を抱え込みトラブルになることも。また、知人や友人、親類を強引に勧誘することで、人間関係を損なうおそれがあります。

### クーリング・オフと中途解約返品

マルチ商法は、特定商取引法の連鎖販売取引に該当するので、契約日または商品の受け取り日のいずれか遅い日から20日以内であれば、クーリング・オフが可能です。また、入会して1年以内に解約する場合は、解約前90日以内に引き渡しを受けた商品であれば、販売価格の10%以内の違約金で返品が可能です。

### ポイント Point

**成功体験話に踊らされて、安易な契約をしない!**

# エステ・美容整形トラブル

女性の美に対する欲求をくすぐるような、「レーザー脱毛」「脂肪吸引」「美容整形」に関する広告。そこには「美しく」「安く」「痛くない」などの言葉が躍りますが、実際には最初の話と違っていたり、身体に危害を受けたなど多くの苦情が寄せられています。

## 事例

Case

**ア**ートメイクを格安サービス!というチラシを見つけ、早速エステサロンでアイラインのアートメイクの施術を受けた。施術中に痛みがあったが、そのまま施術された。終了後、視界がぼやけていると告げたが、術後に塗った薬の影響だと言われた。しかし、帰宅後、痛みと涙が止まらないので救急センターの眼科で診察したところ、角膜が損傷していた。



## アドバイス

Advice

### 施術はしっかりとした医療機関で受けましょう。

アートメイクは人の皮膚に針等で色素を入れるもので、ある種の入れ墨です。施術は危険性の高い行為で、日本では医師免許を有しない者が行えば医師法違反にあたります。どうしても美容医療を受けたいのであれば、施術による危険性を十分に認識し、必ず医療機関で医師による施術を受けてください。

### ポイント Point

**様々な情報収集に努め、契約は慎重に行う!**